

AI時代の「本人関与」を再設計する —海外の未成年者保護・年齢保証をめ ぐる規制・実装と改正個人情報法

日本DPO協会 第57回個人情報保護セミナー

2026年9月3日

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

弁護士 中崎 尚





中崎 尚

takashi.nakazaki_grp@amt-law.com

1998年 東京大学法学部卒
 2001年 弁護士登録
 2008年 米国Columbia University School of Law (LL.M.) 卒
 2008年9月
 -2009年6月 米国Washington D.C.のArnold & Porter法律事務所勤務
 2025年 当事務所パートナー就任

2010年～AIPPI(国際知的財産保護協会)編集委員、2016年～経済産業省「経済産業省・総務省 IoT推進コンソーシアム データ流通推進WG」委員、2018年～経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会」委員、2019年～「エンターテインメント・ローヤーズ・ネットワーク(ELN)」幹事、2020年～経済産業省「AI社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年～内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員、2022年～経済産業省「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」ワーキンググループ構成員、2023年～経済産業省「AIガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営」有識者検討委員会委員。2025年～国立健康危機管理研究機構(JIHS)監事。国内外の個人情報保護案件・IT・インターネット案件・著作権・クロスボーダー案件等を広く取り扱う。その他、多数の技術分野の事件にも豊富な経験を有する。日本DPO協会顧問。

【著作物・講演等】

『相談事例で学ぶ生成AIの活用と法務』(有斐閣 2025年)、『AI白書2025』(KADOKAWA 2025年)、『生成AI法務・ガバナンス』(商事法務 2024年)、『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策(第2版)』(商事法務 近刊)、『Q&Aで学ぶメタバース・XRビジネスのリスクと対応策』(商事法務 2023年)、『生成AIの出力結果について、AI提供事業者の責任を認めた世界初の裁判例(広州ウルトラマン事件)』(NBL 1264号 (2024.4.15))、『生成AIをめぐる米国・中国における近時の裁判状況』(NBL 1258号 (2024.1.15))ほか個人情報・メタバース・ビッグデータ・SNS・決済ビジネス・システム開発・AIを中心に多数。

【受賞】

- Who's Who Legal Global Guide 2018-2025: Recommended (IT)
- Who's Who Legal Global Guide 2018-2025: Recommended (Telecoms & Media)
- Best Lawyers 2020 -2025 (Information Technology Law, Japan)

【非営利活動】

- International Bar Association (IBA) Technology Committee, Officer (2018-)
- 慶応義塾大学大学院法務科 非常勤講師 (AI and Its Legal Landscape- (LL.M.)) (2024-)
- IAPP Asia Advisory Board (2025-)

■ 本資料について

- ・本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、法的助言ではありません。
- ・意見にわたる部分は講師の私見であり、所属事務所の見解ではありません。
- ・記載情報は2026年9月3日時点。改正個人情報保護法の政令・委員会規則・ガイドラインは未制定であり、今後の内容により記載が変わり得ます。

■ 海外イベント

- ・ 2024年12月 豪: SNS最低年齢法(SMMA)成立
- ・ 2025年7月 EU: DSA未成年者保護ガイドライン採択・年齢確認アプリ設計図(5か国パイロット)／英: Ofcom子ども保護コード適用開始
- ・ 2025年11月 欧州議会: 「デジタル成年16歳」決議(非拘束)／丁: 15歳未満禁止方針
- ・ 2025年12月 豪: 16歳未満のSNS利用制限を施行(世界初)
- ・ 2026年3～4月 EU: アダルト4社に予備的認定(3月26日)・Snapchat調査・Meta予備的認定・年齢確認勧告(年末までの展開要請)／英: Ofcom×ICO共同声明
- ・ 2026年6～7月 英: 「Growing up in the online world」政府応答(16歳未満制限・AIチャットボット規律)／仏: 15歳未満SNS禁止法を議会可決(7月21日)／豪: 制裁上限倍増・eSafety権限強化法案を提出(6月29日)／EU: TikTokに予備的認定(7月24日)
- ・ 2026年8月14日 仏: 憲法院が禁止規定を違憲と判断(2026-911 DC)―「全利用者の年齢証明」への警鐘

■ 国内イベント

- ・ 2026年1月9日 個人情報保護委員会「制度改正方針」
- ・ 2026年6～7月 総務省・青少年保護WG報告書案(6月)／こども家庭庁WG中間整理案: 事業者に実効的な年齢確認を要求(7月30日)
- ・ 2026年7月10日 改正個人情報保護法 成立(7月17日公布・令和8年法律第56号)
- ・ 2026年8月26日 個情委「政令・規則等で定める事項の全体像」決定
- ・ この2年で、未成年者保護と年齢保証は「例外的な規制」から「主要法域の標準装備」へ

■ 保護の要請

- ・ 未成年者のリスク:不適切コンテンツ・接触(グルーミング)・行動(いじめ等)・過剰利用
- ・ 推薦システム・AIチャットボットが新しいリスク経路に。
- ・ 年齢に応じた保護をするには「年齢を知る」必要がある。

■ 監視の副作用

- ・ 年齢を知る手段＝本人確認書類、顔・音声、利用行動データの処理
- ・ 確認は未成年者だけでなく全利用者に及ぶ(成人の匿名利用の利益と衝突)。
- ・ 顔特徴等は一意性・不変性が高く、漏えい・目的外利用・長期追跡のリスクが大きい。
- ・ 誤判定は、成人のアクセスの自由とこどもの参加の権利の双方を害し得る。

■ 問題は「年齢確認をするか否か」ではなく、「どの目的に、どの確度を、どれだけ少ないデータで得るか」

■ 憲法判断による裏付け

- ・ 仏憲法院2026-911 DC(2026年8月14日):15歳未満の一律禁止を違憲と判断。「実効化には成人を含む全利用者の年齢証明が必要になるのに、その法的保障を欠く」ことを理由の一つとする。

- 規制:何をしなければならないか？
- 指針:どの程度の年齢保証・設計が適切か？
- 執行:違反に対して何が実際に起きているか？
- 技術実装:ID、推定、属性証明をどう作るか？

⇒ 最後に、日本の改正個人情報法を「本人関与とガバナンスの再配分」として位置付ける。

2024～2026:年齢保証は「周辺論点」から主要政策へ

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

- 2024: 豪州が16歳未満SNSアカウント規制を立法／フランスがポルノ年齢確認技術基準決定。
- 2025: EU DSA未成年者保護ガイドライン／英国Protection of Children Codes／豪州SMMA施行。
- 2026: EU年齢確認ソリューション実装、英国の執行・16歳政策、日本の改正個人情報法成立。
- 同時にフランスでは、一般SNS年齢制限が司法審査で修正される。
- 方向は共通でも、法的トリガーと実装は同じではない。
- 2026年8月26日 米: Metaが52の州司法長官と最大180億ドル(10年)で和解—18歳未満の1日2時間制限等のデフォルト設計と、13歳未満の検知・排除のための年齢判定技術強化(裁判所承認待ち)。

—Safety × Data Protection × Identity Infrastructure

- 安全規制: DSA 28条—未成年者に高水準のprivacy, safety, security
- データ保護: GDPR—年齢保証のための個人データ処理にも適法性・最小化・公平性
- 実装基盤: EUDI Wallet／EU age-verification solution—「18歳以上」等の属性のみを渡す方向
- 年齢保証は一つの法律では完結しない。
- GDPR8条のこども同意年齢は原則16歳・加盟国は13～16歳で選択—EU域内でも年齢基準は分散。

- 28条1項: 未成年者がアクセス可能なプラットフォームに、適切かつ比例的な高水準の保護を要求。
- 28条2項: 未成年者であると合理的確実性をもって認識する場合、プロファイリング広告を禁止。
- 28条3項: 28条遵守のために、利用者が未成年かを評価する追加的な個人データ処理を義務付けるものではない。

→「安全のためなら何でも収集してよい」ではない。

—「有効」で「最小侵襲」の年齢保証

- DSAガイドライン: 年齢保証はサービス・機能・リスクに応じて比例的に選択。リスクに応じて年齢推定／年齢確認を使い分け、ポルノ・ギャンブル等18歳制限には年齢確認を想定。
- 年齢保証だけでなく、推薦、デフォルト設定、接触機能、依存的設計等を一体的に見る。
- EDPB Statement 1/2025: 有効性と最小侵襲性を同時に満たす方法を選ぶ。
- 年齢保証を新たな識別・追跡・プロファイリング手段に転化させない。

- 2025年7月：EU共通の年齢確認blueprintを公開。
- 2026年4月：実装可能な年齢確認solutionへ発展。
- 利用サービスには、生年月日や氏名ではなく「18歳以上：Yes/No」等の結果だけを提示可能。
- サービス側にも確認事業者側にも「誰が・どのサイトを見たか」を渡さない設計。
- 欧州委員会は2026年末までの加盟国展開を促進。
- 設計図には仏・西・伊・希・丁の5か国が先行参加／EUデジタルIDウォレットは2026年末までに各国は提供義務。
- 2026年4月、公開直後のアプリ実装に脆弱性の指摘—「プライバシー保護型」でも実装・監査が要る(仏の独立監査と同じ教訓)。

■ 読み方

- ・ 自己申告や従来型の推定に依存する年齢管理は「適切かつ比例的な措置」と認められない方向が、執行実務を通じて具体化しつつある。
- ・ 制裁金決定前の「予備的認定」段階でも、設計変更を促す圧力として機能。
- ・ 28条に年齢確認の明文義務はないが、執行の最頻論点は年齢保証に集中。
- ・ 争点は「年齢確認の不備」から、公開範囲のデフォルト・推薦システム・依存的な機能設計へと拡大—「入口＋設計」の二正面で問われる。

対象	時期	内容
TikTok	2024年2月～	正式手続開始: 未成年者保護・年齢確認の実効性・依存的設計等
Meta(Facebook・Instagram)	2024年5月～	正式手続開始: 未成年者保護・年齢確認の実効性等
Pornhub・Stripchat・XNXX・XVideos	2025年5月～	正式手続開始: 年齢確認の欠如(未成年のポルノアクセス防止措置)
Snapchat	2026年3月～	調査開始: 13歳未満のアクセス防止と17歳未満の判定の不備
Meta(続報)	2026年4月	予備的認定: 13歳未満のFacebook・Instagramアクセス防止措置が不十分

■ EUレベル

- ・ 欧州議会決議(2025年11月26日・非拘束): SNS・動画共有・AIコンパニオンについてEU共通の「デジタル成年16歳」(13~16歳は保護者同意)を要求。
- ・ 欧州委: フォンデアライエン委員長が専門家パネル設置を表明(豪州型アプローチの評価)。勧告レベルでは調和を優先し、一律禁止には慎重。

■ 加盟国の先行

- ・ 仏(15歳・可決後に憲法院が違憲判断)／西(16歳未満・法案)／独(議論中)／丁(15歳未満・政治合意)／希(2027年施行方針、「デジタル成年」推進連合)。

■ 欧州委の統制手段

- ・ 技術規制の事前通知義務(指令(EU)2015/1535・TRIS)→3か月(延長可)のスタンドスティル→詳細意見。
- ・ 通知を欠く国内措置は、国内裁判所で私人に対抗できない手続瑕疵となり得る。
- ・ 仏新法は欧州委の詳細意見(2026年7月・TRIS)に続き、憲法院の違憲判断(2026年8月14日)で中核の禁止規定が発効に至らず→国内先行立法は「EU法の壁」と「憲法の壁」の二重の壁に直面。

EUから得られる示唆

—age gateではなくサービス設計

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

- 年齢保証は「入口」の一機能にすぎない
- 未成年者保護は、推薦、公開範囲、接触機能、通知、ダークパターン、AI機能の設計まで及ぶ
- したがってDPOが問うべきは「年齢を確認したか」ではなく、その年齢属性が、どの保護措置を起動するのか

—OfcomのOnline SafetyとICOのChildren's Code

- **Online Safety Act / Ofcom** : 安全規制、Children's risk assessment、Protection of Children Codes、Age assurance。
- **UK GDPR / ICO** : 個人データ処理、Age Appropriate Design Code (Children's Code) 。
- 2026年3月、OfcomとICOの共同声明: 年齢保証は「安全のための要求」と「データ保護の要求」を同時に満たせるし、満たさなければならない—データ最小化・透明性・DPIA・ベンダー管理の共通期待を明示。
- 「**Children's Code**」はICOのコード、Ofcomは**Protection of Children Codes**—名称を混同しない。
- ICOの執行・働きかけ: TikTok・Reddit・Imgurのこどもデータ処理を調査(2025年3月)／公開書簡(2026年3月)／Children's Code戦略の進捗更新(2026年8月)／TikTokに£12.7mの制裁(2023年)。
- ICOの原則: 年齢を十分な確度で確定できなければ、全利用者にCodeの保護水準を適用＝「確認できないなら全員をこども扱い」という設計圧力。

- Protection of Children Codes: 2025年7月25日から適用。
- 年齢保証に加え、推薦システム、コンテンツモデレーション、通報・苦情、デフォルト設定等40超の措置。
- 高リスクのアクセス制限ではhighly effective age assurance (HEAA)を要求。
- 自己申告だけでは「高実効性」にならない。
- photo-ID matching (身分証照合) / 顔年齢推定 / 携帯キャリア確認 / クレジットカード / デジタルID / 銀行口座照会。
- 「13歳と入力させる」ことから「年齢を合理的に保証する」ことへ。

Ofcom「年齢保証の利用状況」報告書(2026年7月15日)

—「年齢保証を導入しているか」から「実効性が認められるか」へ

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

■ 成果

- ・ OSAに基づく法定報告書: 年齢チェックは「前例のない規模」で展開され、英国は子どもオンライン保護の世界的リーダーに。

■ 残る課題

- ・ ①事後にしか働かない「年齢推論(inference)」への依存は不適切—即時の手法転換を要求。
- ・ ②SNS各社は自社の最低年齢(13歳)を適切に執行できていない。
- ・ ③年齢確認を未導入のままのポルノサイトが残存。
- ・ ④16～17歳に使えない手法(クレジットカード等)の間隙。

■ 執行の実像

- ・ 「執行を躊躇しない」—ポルノサイト向け執行プログラム(2025年11月時点で計76サイト・アプリを調査対象)を継続的に更新。
- ・ 制裁事例①: Youngtek Solutions Ltd(empflix.com・imagefap.com・moviefap.com・TNAflix.comの4サイト運営)に計60万ポンド(年齢確認義務違反50万+情報提供義務違反10万。2026年5月26日決定・5月27日公表。違反期間は2025年7月25日～9月22日)。
- ・ 制裁事例②: Fapello.com(運営者は特定されず)に計63万ポンド(年齢確認義務違反60万+情報提供義務違反3万。2026年7月9日公表。2026年1月の英国向けジオブロック後も違反期間(2025年7～11月)につき義務を免れないと判断し、継続違反には日額200ポンドを予告)／Itai Tech Ltd(Undress.cc・AI「衣服除去」サービス)に5.5万ポンド(2025年11月20日)。
- ・ TikTokの子ども保護義務(OSA12条)の遵守についても調査開始(2026年7月16日)。
- ・ 次の予定: 2026年10月までに16歳未満のSNS利用制限に関する迅速評価を議会に報告／2027年1月にアプリストア等の法定報告書。

■ 時系列

- ・ 2026年3月頃: 国民的コンサルテーション「Growing up in the online world」開始(AI関連の義務を含む)→6月: 進捗声明→7月: 政府応答(確定方針)。ICOは「データ保護と両立する設計」を求める声明(6月)。

■ 政府応答(2026年7月)の骨子

- ・ 16歳未満へのSNS提供禁止: 第一次規則を2026年内に議会提出・2027年春の施行見込み(家族・友人との連絡用メッセージングは対象外)。
- ・ 16~17歳のデフォルト保護: 深夜0~6時のアクセス遮断・通知停止(本人が解除可能)／オートプレイとパーソナライズド推薦フィードはデフォルト無効(終日)。
- ・ VPNは禁止しない: 回避防止はサービス側の義務とし、Ofcomが検知・緩和策を研究(施行1年内にレビュー)。
- ・ UK GDPR8条の同意年齢(13歳)は当面引き上げず、他の措置の効果を見て判断—「本人関与」の年齢線をどこに引くかの実例。

■ AIチャットボット規律

- ・ 18歳未満: 主として性的なチャットボットの提供禁止／一般のチャットボットでも性的に露骨な機能・性的ロールプレイ機能の子どもへの提供禁止／定期的な休憩の導入義務／有害なメンタルヘルス助言への対応(不十分なら禁止も)。
- ・ 含意: 未成年者保護の対象が「SNSへのアクセス」から「AIとの対話体験の設計」へ拡張。

■ 重要: これは2026年9月時点では「今後の政策・規則」であり、現行義務ではない。

—禁止されるのは「閲覧」ではなくアカウント保有

- 2025年12月10日から、指定SNSは16歳未満の豪州居住者がアカウントを作成・保持しないためのreasonable stepsを講じる義務。
- 義務の名宛人はプラットフォーム。こども・保護者への罰則ではない。
- ログアウト状態でアクセスできる公開コンテンツまで一律禁止する制度ではない。
- 対象サービスはFacebook、Instagram、TikTok、Snapchat、X、YouTube、Reddit等。
- 除外：メッセージング・ゲーム・教育・保健系（YouTube Kids等）—機能・リスクに応じた線引き

- 政府発行IDやDigital IDを年齢保証に利用する場合、合理的な代替手段を提供しなければならない。
- 自己申告だけに依存せず、複数手法の組合せや継続的なシグナルを利用。
- eSafetyは、言語、利用行動、写真・音声等のsignalsも年齢再評価の材料になり得ると説明。
- プライバシー保護のためID一極集中を避ける一方、継続的推定はプロファイリングを増やし得る。
- eSafetyはこの多層アプローチを「waterfall(段階的検証)」と整理／削除後の即時再登録の防止も要求。

- 施行直後、約470万の16歳未満アカウントが制限・削除等の対象に。
- 政府委託AATTは、年齢確認・推定・推論・successive validation等を検証し、「万能な単一手法」ではなく文脈別組合せを示唆。
- 現行の法人制裁上限：**5,460万豪ドル**。
- 2026年6月提出の強化法案は制裁倍増等を提案。現在のpenalty unitで換算すれば法人最大約1億920万豪ドルだが、**9月2日時点では未成立**。
- AATTの実務知見：閾値近傍で誤差が拡大→バッファ運用（推定が $16 \pm \alpha$ 歳は二次確認へ）／属性別の性能差は検収基準・継続監査で管理。

- SREN法に基づくポルノサイト年齢確認についてArcomが2024年10月技術基準。
- 少なくとも一つは「double anonymity」型のプライバシー保護手段を提供。
- 年齢確認事業者とコンテンツ提供者を分離し、リンク可能性を低減。
- 実環境での誤り率、差別的偏り、迂回耐性、deepfake等を独立監査の対象に。
- プライバシーは「規約」ではなくアーキテクチャ要件になっている。

- 議会は2026年7月、15歳未満のSNSアクセス制限を含む法案を最終採択。
- しかし憲法院は8月14日に当該Article 1を違憲と判断。
- 8月24日公布のLoi n° 2026-813ではArticle 1は違憲規定として削除。
- したがって、「フランスで15歳未満SNS禁止が施行済み」と説明するのは誤り。
- 政策目的が強くても、憲法・EU法・比例性の統制を免れない。
- 違憲の理由(2026-911 DC): ①一律禁止は表現・コミュニケーションの自由への必要・適合・比例を欠く制約 ②サービス別のリスク差を不考慮 ③年齢・成熟度・親権者の関与の仕組みなし ④実効化には成人を含む全利用者の年齢証明が必要なのに、その条件・限界・プライバシー保障を法律が定めず。
- 前段には「EU法の壁」も: TRIS通知(2026年春)→欧州委詳細意見(2026年7月・DSA調和との抵触指摘)—憲法とEU法の二重の統制。

■ 判例の転換(上)

- ・ FSC v. Paxton(連邦最高裁2025年6月27日):テキサス州のポルノサイト年齢確認法(HB1181)を合憲と判断—合衆国憲法修正1条のハードルが下がり、州の年齢確認法が20州超に拡大する転機に。

■ 州法の新潮流: **App Store Accountability Acts**(中)

- ・ ユタ(2025年3月成立)・テキサス(SB2420:2026年1月1日施行。差止申立ては第5巡回区が停止し訴訟継続)・ルイジアナ等。
- ・ アプリストアに年齢区分の判定・未成年の親同意連携を義務付け—年齢確認をOS・ストア層に移す設計思想。

■ 連邦・業界(下)

- ・ COPPA改正規則(2025年6月23日適用開始):対象拡大・データ最小化・保持制限の強化。
- ・ Apple「Declared Age Range」API・Googleの年齢シグナル等、法対応が業界標準APIを生む。

■ 最新の動き

- ・ 2026年8月26日、Metaが52の州司法長官と最大180億ドルで和解—執行が「設計」と「年齢判定AI」に踏み込んだ(次ページ)。

■ 概要(2026年8月26日発表・裁判所承認待ち)

- ・ 2023年提訴の多州訴訟(依存的な設計・年齢確認の不備・親の管理の回避等)を、52の州司法長官(48州+DC・プエルトリコ等)と和解。
- ・ 最大180億ドル・10年:127億ドルは保証、約53億ドルはYouTube・TikTok等が同等の措置と支払いに応じた場合の条件付き。テキサスは別途10億ドル超で和解。

■ 18歳未満のデフォルト設計(保護者のみ解除可)

- ・ 1日2時間の利用上限(競合が追随すれば1時間へ)／深夜0～6時のアクセス制限／通知は22～7時と授業時間帯に停止。
- ・ 「いいね」非表示・美容フィルタ無効を初期設定に／非パーソナライズド・フィードの提供(承認後4か月以内)／保護者向けの監督機能。

■ 年齢判定と監査

- ・ 18歳未満の識別と13歳未満の検知・排除のため、社内AIモデルと第三者ツールによる年齢判定技術を強化／独立した外部監査／承認後1年以内に実装。

■ 含意

- ・ 執行が「入口の年齢確認」を超えて「設計(時間・通知・デフォルト)」と「年齢判定AI」に踏み込んだ——EUのDSA執行・英のデフォルト保護と同じ方向。他方、推薦の個別化・広告・無限スクロールは不問。
- ・ 和解金の3割を競合の追従に連動—執行を通じた業界標準化の設計。13歳未満を判定するAIは「守るための推定」がプロファイリングと隣り合う典型例。

各国の「年齢線」は同じ数字を比べない

- **EU**: 未成年者がアクセス可能なサービスのリスクに応じた保護。
- **英国**: 有害コンテンツ・機能と子どものアクセスに応じた保護。
- **豪州**: 16歳未満の対象SNSアカウント保有を防止。
- **フランス**: 成人向けコンテンツの年齢確認は実装、一般SNS年齢制限は司法統制。
- **日本**: 16歳未満は「サービス利用禁止」ではなく個人情報取扱いの特則。
- 「何歳か」より先に、「何に対する年齢か」を見る。
- **EUレベル**: 欧州議会「デジタル成年16歳」決議(2025年11月・非拘束) + 欧州委の専門家パネル／丁(15歳・方針)・希(2027年方針)・西(法案)等のモメンタムが継続。

どの法域も「年齢保証を要求する法」と「年齢保証を統制する法」の二層に収斂しつつある

	規制(義務)	指針	執行	技術実装
EU	DSA28条(比例的措置義務・年齢下限なし)+GDPR8条	未成年者保護GL(2025.7)+EDPB原則(2025.2)	Meta・Snapchat・アダルト4社ほか	EU年齢確認アプリ・EUDIウォレット(2026年末)
英国	OSA(HEAA義務)+UK GDPR. 16歳未満制限へ(2027年春見込み)	子ども保護コード(2025.7.25)+Children's Code+共同声明(2026.3)	Ofcom制裁(Fapello£630k等)・TikTok調査/ICO調査・公開書簡	民間AV市場が成熟(照合・顔推定・キャリア等)
豪州	SMMA(16歳未満のアカウント防止義務)	eSafetyガイダンス(2025.9)	2025.12施行・470万件処理・制裁倍増方針	AATT実証・waterfall運用
フランス	15歳未満禁止法は違憲判断で発効せず(2026.8)+SREN(ポルノAV)	Arcom技術基準・二重匿名(double anonymat)	ポルノ規制は先行執行/一般禁止は憲法の壁	EUアプリのパイロット国
米国	州法パッチワーク(ポルノAV・アプリストア法)	FTC COPPA改正規則(2025.6)	FSC v. Paxton後に州執行が活性化	ストア・OS層のAPI化が進行
日本	改正個情法(こども・特定生体)※年齢確認義務はまだない	政令・規則・GLを整備中	課徴金は段階施行へ	携帯契約時の年齢情報の活用を検討

■ 行政の検討

- ・ 総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」青少年保護WG：報告書案(2026年6月)—一律の利用年齢制限には慎重／年齢確認の厳格化と「年齢・発達段階にふさわしい環境確保」／携帯電話契約時の年齢情報の活用を検討。年内に結論予定。
- ・ こども家庭庁：SNS事業者への年齢確認義務付けを検討(2026年6月報道)。

■ 既存法制

- ・ 青少年インターネット環境整備法(フィルタリング中心)：2026年から見直し会合。
- ・ 情報流通プラットフォーム対処法(2025年4月施行)：削除対応の迅速化等。

■ 本講演との接続

- ・ 日本でも「安全規制からの年齢確認要求」が現実化しつつある—そのとき改正個人情報法(こども・特定生体)が「統制側」として機能する。
- ・ 英国の二本柱の日本版が生まれる構図を先取りして設計すべき。

令和8年改正個人情報法

—本人関与を一律に強くした法律ではない

- 2026年7月10日成立、7月17日公布。
 - **16歳未満**: 本人・法定代理人の関与を強化。
 - **特定生体個人情報**: 情報の性質に応じて周知・利用停止等を強化。
 - **統計作成等**: 一定の場合に本人同意への依存を緩和。
 - **課徴金**: 悪質な違反への事後統制を新設。
- ⇒ 同意を増減するのではなく、リスクごとに関与と責任の場所を変える。

再配分マップー改正4項目を1枚で位置付ける

■ 表の読み方

- ・「同意の一極集中」から「場面ごとの関与の濃淡＋設計規律＋事後統制」へーこれが改正法の設計思想であり、「本人関与の再設計」の中身でもある。

	統計作成等	16歳未満のこども	特定生体個人情報	(参考)一般の個人データ
関与の主体	本人不要(事業者の公表・書面合意＋監督機関)	本人＋法定代理人＋事業者(最善の利益)	本人(周知を受け、止められる)＋事業者	本人＋事業者
事前の関与	本人同意を不要化(公表＋書面合意で代替)	関与を法定代理人へ移転・強化(同意・通知の読み替え)	同意までは求めず「周知」を義務化	通知・公表＋場面別の同意
設計の規律	目的拘束・再提供禁止・継続公表	最善の利益の考慮(努力義務)・年齢確認設計	オプトアウト提供の禁止・安全管理	安全管理・委託監督
事後の統制	課徴金(特例違反)・利用停止	利用停止(違法要件なし)・課徴金(27条違反)	利用停止(違法要件なし)	勧告・命令・罰則

施行の本番はこれから

—8月26日時点の下位法令ロードマップ

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

- 2026年7月17日: 公布。
- 7月31日: PPCが今後のロードマップを公表。
- 8月26日: 「政令・規則等で定める事項の全体像」を決定。
- 2026年秋: 論点ごとの基本的考え方の検討・関係者ヒアリング。
- 2027年: 政令・規則案、パブコメ、GL・Q&Aの具体化へ。
- 主要規定: 公布から2年以内の政令指定日に施行。
- **2026年秋は「パブコメ開始」ではなく、その前段階の制度設計が始まる時期。**

■ 読み方の指針

- ・ ①条文でなく保護法益から逆算して読む。
- ・ ②海外の相場観(HEAA・waterfall・EDPB原則)が解釈の参照点になり得る。
- ・ ③パブコメは「設計に参加する」実質的な機会。

論点	決まる場所	実務が見るべき点
特定生体個人識別符号の対象範囲	政令	顔以外(声紋等)が入るか／「容易に認識できない」の線引き
課徴金の算定方法・規模基準	政令	利得相当額の算定式／本人1,000人超の運用・除外
施行期日	政令	項目ごとの施行順序(システム改修の順番が決まる)
特定生体の周知事項・方法の細目	委員会規則	カメラ設置場面の掲示方法・オンラインでの周知方法
統計作成等の公表事項・書面合意	委員会規則	公表の粒度・変更手続・継続公表の運用
こどもの年齢確認「正当な理由」	GL・Q&A	自己申告の許容範囲／サービス類型別の水準
「最善の利益」の考慮要素	GL	利益相反(虐待等)時の処理／設計への落とし込み
統計作成等とAI開発の線引き・加工水準	GL・Q&A	事前学習の該当範囲／再識別対策の最低水準

- ・ 時期の目安:2026年秋＝論点ごとの基本的考え方の検討・関係者ヒアリング→2027年＝政令・規則案とパブコメ→GL・Q&Aの具体化(個情委ロードマップ)。

16歳未満—本人関与を「法定代理人」へ再配置

- 16歳未満について、一定の通知・同意の相手を本人から法定代理人へ読み替え。
- 利用停止等請求についても特則。
- 事業者には、年齢・発達に応じて未成年者の最善の利益を優先して考慮する責務。
- 16歳未満であることを知らない場合の例外等は下位法令で具体化。
- **重要:**改正個人情報法そのものが、全サービスに一律の本人確認書類提出を義務付けたわけではない。
- 法律上の適用除外3類型:①16歳未満と知らないことの正当な理由②法定代理人が許可した営業に関する取得③法定代理人の不存在等(①の解釈水準がGLの焦点)。
- 経過措置:施行前に取得済みの本人同意・通知は法定代理人によるものとみなす／参議院附帯決議(8項)は最善の利益を「最優先に」考慮するよう要請。

では企業はどう「16歳未満」を知るのか

- **Step 1**: そのサービスで16歳未満の利用が合理的に想定されるか？
 - **Step 2**: 年齢によって変えるべき処理・機能は何か？
 - **Step 3**: その目的に必要な確度はどこまでか？
 - **Step 4**: 最小侵襲の手法で足りるか？
 - **Step 5**: 誤判定時の救済と追加確認を用意する。
-
- 「法定代理人の同意を取るために全成人の顔を取る」ような逆転を避ける。

- 改正法の「特定生体個人情報」は、政令指定の特定生体個人識別符号を含む個人情報という法的カテゴリ。
- PPCは「顔特徴データ等」を中心に下位法令を検討。
- 顔画像を一時的に年齢推定へ使うことと、本人識別用の顔特徴テンプレートを生成・保存することは分けて考える。
- 年齢推定のみでも、顔画像等が個人情報であれば通常の利用目的・安全管理・委託規律は残る。
- 具体的な特定生体の範囲は政令待ち。

■ 新設される規律

- ・ 周知義務(21条の2): 氏名・住所／特定生体個人情報を取り扱う旨／利用目的／対象となる身体の特徴／開示等請求の手続その他規則で定める事項を、あらかじめ本人に通知または容易に知り得る状態に(例外あり)。
- ・ オプトアウトによる第三者提供の禁止(27条2項ただし書)。
- ・ 違法行為の有無を問わない利用停止等請求(35条7項・8項。同意を得て取得した場合・法令に基づく場合・契約履行に不可欠な場合等の除外あり)。
- ・ 16歳未満の特定生体個人情報: 法定代理人への周知(16歳未満特則と接続)。

■ 実務課題

- ・ 防犯カメラ・入店管理の掲示: 参議院附帯決議(9項)は「検知対象者が十分認識できる場所等に分かりやすく掲示」を要請—形式的な掲示では足りない方向(細目は規則・GL)。
- ・ ID非紐付けの顔データについて、利用停止請求時の本人確認をどう行うか。
- ・ 既存の顔認証システム(入退管理・万引き対策・決済)の総点検が必要に。

- 「統計作成等」は、解析により傾向・性質に係る情報を作成し、成果物から個人に関する情報を排除する枠組み。
- 一定の第三者提供、公開された要配慮個人情報の取得等について、本人同意によらないルールを新設。
- 統計作成等と整理できるAI開発等を含み得る。
- 公表、書面合意、目的拘束、再提供制限等のガバナンスを要求。
- 「AI開発一般の包括的例外」ではなく、目的・成果物・統制を限定した特例。
- 国会附帯決議：統計概念の狭隘化防止と、AIモデルによる特定個人の識別・要配慮情報の推知リスクの勘案を両面から要請（衆3項・参2～3項）。

日本の統計作成等とEUの正当利益 —似た課題、違う法技術

- **EU**: GDPR 6条1項(f)の正当利益について、目的の正当性→必要性→利益衡量の三段階で個別評価。
- **日本**: 「統計作成等」という特定目的・成果物に限定した法定特例。
- EUは一般条項＋ケース別衡量。
- 日本は限定されたルート＋事前公表・目的拘束・事後統制。
- 機能的には比較できるが、統計作成等特例を「日本版正当利益」と呼ぶべきではない。

- 改正法は、経済的利益を伴う一定の悪質な違反を対象に課徴金制度を導入。
- 違法な第三者提供、統計作成等特例の違反等が対象。
- 算定・適用除外等の具体化は政令・規則へ。
- ポイントは金額だけではない。
- 本人同意を取得する場面を減らす一方、目的拘束・事業者責任・執行を強める—これが「本人関与の再配分」の事後側。
- 対象は4類型：不適正利用／不正取得／本人同意のない第三者提供／統計作成等特例の違反。
- 「相当の注意」を怠った場合に限る設計—平時のコンプライアンス体制整備が課徴金リスクを直接下げる。
- 団体による差止請求・被害回復は今回見送り（継続検討）。附帯決議は課徴金額・対象行為の継続的見直しを要請（12項）。

- Digital Omnibusは一枚岩ではない。
- **AI側 COM(2025)836**: Regulation (EU) 2026/1744として成立、2026年7月27日発効済み。
- **GDPR等のデジタル法制側 COM(2025)837**: 2026年9月時点で共同立法手続中。
- GDPR側提案はAI処理と正当利益、個人データ概念、cookie等の簡素化を含む。
- EDPB/EDPSは2026年2月、簡素化を支持しつつ複数のデータ保護上の懸念を提示。
- **EUも「同意を増やすだけ」の制度ではなく、適法化とガバナンスの再調整を続けている。**
- 成立済みのAI側(規則(EU) 2026/1744)は、CSAM・非同意親密画像の生成関与を禁止行為に追加—AI規制の中の未成年者保護(英のAIチャットボット規制と並ぶ「AI時代」の素材)。

- 目的 → 年齢閾値 → 必要な確度 → 手法 → 取得データ → 保存 → 救済
- 自己申告：侵襲小／確度低。
- ID確認：確度高／過剰収集・排除リスク。
- 顔年齢推定：身元不要にもできる／誤差・偏り。
- 行動推定：摩擦小／常時監視・事後判定。
- 属性証明：情報最小化／基盤・普及に依存。
- 「年齢を何歳まで正確に知りたいか」ではなく、「保護を起動するために何ビット必要か」から考える。
- Meta和解(2026年8月)は、13歳未満の検知・排除のための年齢判定技術(AI推定を含む)の強化と外部監査を義務付け—他方、英Ofcomは行動からの年齢推論を事前遮断には不十分と評価。「守るための推定」の位置付けは法域で割れている。

DPOが今から着手すること——下位法令を待たない

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

- 棚卸し: 16歳未満との接点、顔・音声処理、AI学習・統計利用。
- 設計判断記録: なぜこの確度・手法・保存期間なのか。
- ベンダーDD: 精度、年齢帯別誤差、偏り、迂回耐性、保存、再委託、国外移転、モデル学習への二次利用。
- 救済: false positive/negativeへの異議申立て・代替手段。
- 規制ウォッチ: PPC政令・規則・GL、英国2027規則、EU COM(2025)837。
- 本人関与の再設計とは、同意画面を増やすことではない。何を知らずに済ませ、誰が責任を持ち、誤ったとき誰が救済するかを決めることである。

■ ステップ1: データマッピング(棚卸し)

- ・ 16歳未満ユーザーとの接点: サービスごとの利用実態・取得場面・法定代理人を特定できるか。
- ・ 生体データ処理: 顔・音声を扱う処理の一覧化と「識別目的か推定目的か」の区分。
- ・ 統計・AI学習目的の個人データ利用: 現在の法的根拠と、特例ルートへの乗換え候補の識別。

■ ステップ2: 年齢確認方針の仮設定

- ・ 自社サービスのリスク階層×手法選択を仮決めし、コスト・UX影響を試算。
- ・ 「正当な理由」のGL着地を想定した2～3案のシナリオプランニング。

■ ステップ3: PIAへの組み込み

- ・ PIAテンプレートに「年齢保証」モジュールを追加: 必要性・手法比較・最小化・保存期間・委託・救済手続。高リスク処理ではDPIA水準で実施し、こども向けサービスでは子どもの権利影響評価(CRIA)の観点(参加の権利・発達段階)を統合。
- ・ 経過措置(施行前同意のみなし)を前提にした移行設計の文書化。

■ 設計課題(プロダクト・UX)

- ・ age gateのUX: 詐術を誘発しない設計(初回の年齢入力的位置付け・再入力の抑止)。
- ・ 法定代理人の同意・通知フロー: 本人確認の水準・保護者アカウント連携・拒否時の代替体験。
- ・ こどもアカウントのデフォルト設計: プロファイリング広告停止・公開範囲・推薦の調整。
- ・ 保存期間・即時破棄のシステム要件化(確認結果フラグのみ残す)。

■ ガバナンス

- ・ AVベンダー選定基準と契約条項の雛形整備。
- ・ グローバル展開企業: DSA・OSA・SMMA対応との共通化(最も厳格な要求への片寄せか、法域別出し分けかの方針決定)。
- ・ 統計作成等特例の要件逸脱は、法定要件を満たせば課徴金の対象となり得る—社内承認プロセス(法務レビュー必須化)を先に設計。

■ パブコメ体制

- ・ 政令・規則・GL案への意見提出体制(業界団体経由を含む)を今期中に決める。
- ・ 意見の型: 「定義の明確化要求 + 自社・業界の実務影響データ」のセットが最も通しやすい。

対応カレンダー(2026年9月→2028年7月)

/ ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

■ 注意書き

- ・「想定」欄は2026年9月3日時点の講師の見立て。パブコメ・施行日は個情委の公表で必ず更新してご利用ください。

時期	外部イベント(規制側)	社内マイルストーン(推奨)
2026年9～12月	個情委:政令・規則等の「考え方」の検討(秋)→政令・規則案のパブコメ(想定)／英:Ofcom迅速評価(10月)・第一次規則の議会提出(年内)／総務省WG結論(年内)／豪:強化法案の審議／EU:年齢確認展開期限・EUDIウォレット(年末)・TikTok等の予備的認定後の最終決定／仏:違憲判断後の再立法動向	データマッピング完了／年齢確認方針の仮決定／パブコメ体制の確立
2027年前半	一部規定施行(1月17日)／GL案の検討・パブコメ(想定)／英:16歳未満制限の施行(2027年春見込み)	意見提出／AVベンダー選定・PoC／PIA改訂
2027年後半	GL・Q&A確定(想定)／欧州のDigital Omnibus(GDPR編)の帰趨	システム改修・規程改定／committee・現場研修
～2028年7月16日(法定の最遅日)	本体施行(政令で定める日)	運用テスト・監査・施行前最終点検

- ①年齢保証は「本人関与の再設計」の最前線である—こどもを守る仕組みは、設計を誤れば監視の仕組みになる。必要性・比例性とデータ最小化が分水嶺。
- ②改正個人情報法は、緩和(統計作成等)と強化(こども・特定生体)と事後統制(課徴金)の再配分を、主体・情報・利用態様・違反態様に応じた規律の差別化として取り込んだ—ただし実質は政令・規則・ガイドラインで決まる。パブコメが勝負。
- ③下位法令を待たずに動ける—棚卸し・PIA・年齢確認方針・ベンダー管理は今日から着手できる。

年齢保証は「年齢を知る技術」の問題ではない—「何を知る必要があり、誰に知らせ、何を残さず、誤ったときに誰が救済するのか」を決めるガバナンスの問題である。

■ 結び

- ・ ご清聴ありがとうございました。
- ・ 本資料の記載は2026年9月3日時点の情報に基づきます。

(参考)各国制度の詳細比較

法域	根拠	対象年齢	対象・手法要求	制裁	施行
EU	DSA28条+GL・勧告	(年齢線なし)	比例的措置・リスク別の保証／公的アプリ整備	売上高6%(DSA)	適用中
英国	OSA+PCC／UK GDPR+Children's Code	18歳未満保護(16歳未満制限へ)	HEAA(ポルノ等)+設計規範+政府応答(2026.7)	1,800万£/10%・1,750万£/4%	2025.7～(制限は2027年春見込み)
豪州	SMMA	16歳未満	アカウント防止の合理的措置・waterfall・政府ID強制禁止	5,460万豪ドル(強化法案は倍増を提案・未成立)	2025.12.10
フランス	Loi n° 2026-813(違憲の1条を削除して公布)／SREN	15歳未満(発効せず)	一般的禁止は憲法院が違憲(2026.8.14・2026-911 DC)／ポルノはArcom基準で執行中	(禁止規定は不成立)	—
米国	州法群+COPPA	州により18歳未満等	ポルノAV・アプリストア年齢区分・親同意	州法による	順次
日本	改正個人情報法+安全規制は検討中	16歳未満(個人情報法)	法定代理人関与・年齢確認はGL待ち／安全側は年齢確認厳格化を検討	課徴金・罰則	段階施行

(参考)手法カタログー特性マトリクス

単一の正解はないーリスクに応じた組合せ(waterfall)が国際標準。選択の巧拙は次の評価軸で決まる。

手法	確度	取得データ・侵襲性	主な弱点・排除リスク	規制上の位置付け
自己申告	低	生年月日入力のみ・侵襲小	虚偽申告が容易	各法域とも単独では不可(DSA GL・Ofcom・eSafety)
本人確認書類(eKYC)	高	ID画像+顔照合・侵襲大	書類非保有層の排除・漏えい時影響大	英HEAA例示／豪は唯一の手段とすることを禁止
クレジットカード	中～高(18歳以上)	カード情報	16～17歳に使えない・非保有者排除	英HEAA例示(18歳境界のみ)・Ofcom報告書が間隙を指摘
携帯キャリア確認	中～高	契約者の年齢情報	端末共有・家族名義で不正確	英HEAA例示／日本の総務省WGが活用を検討
顔年齢推定	中(閾値近傍で低下)	顔画像(処理後破棄可)	閾値近傍の誤差・属性バイアス	英HEAA例示・豪waterfallの中核・AATTで検証／特定生体該当性の整理が必要
行動推定(inference)	低～中	利用行動・メタデータ	事後的にしか働かない・常時監視の色彩	Ofcom 2026年報告書が「不適切」と指摘／EDPBの追跡禁止原則と緊張
属性証明(ZKP・ウォレット)	高(発行基盤に依存)	閾値属性のみ・侵襲最小	普及途上・発行体への依存・非保有者の排除	EU年齢確認アプリ・eIDAS2の本命

■ 前提

- ・ 改正法は年齢確認義務を明文では課していない—「16歳未満と知らないことについての正当な理由」の解釈が事実上の基準として機能する。
- ・ 以下はGL確定前の仮説であり、海外の相場観からの推測。

サービス類型(例)	想定される水準(仮説)	海外の相場観
こども向け・こども利用が想定されるサービス	申告+推定等による積極的な確認側に寄る	DSA GL:リスクに応じた保証／英:Children's Code適用
一般向けサービス(こども利用が例外的)	合理的な申告設計+矛盾兆候時の追加確認	豪waterfall:低侵襲から段階的に
高リスク機能(DM・ライブ配信・年齢制限コンテンツ)	確認水準を引き上げ(書類・キャリア連携等)	英HEAA:ポルノ等は高実効性の確認

- ・ 読み替え後の27条1項違反(法定代理人の同意なき第三者提供)は課徴金の対象—「正当な理由」の解釈は課徴金リスクに直結。

■ 経緯(3年ごと見直し)

- ・ 2023年11月 検討開始→中間整理(2024年6月26日)→制度改正方針(2026年1月9日)→法案公表・国会提出(2026年4月7日)→成立(7月10日)・公布(7月17日)。

■ 全体像(4本柱)

- ・ ①適正なデータ利活用の推進:統計作成等の特例／本人同意取得が困難な場面の要件緩和。
- ・ ②リスクに応じた規律:16歳未満のこども／特定生体個人情報／連絡可能個人関連情報／委託規律の明確化。
- ・ ③不適正利用の防止:不正取得罪の新設等の罰則強化／提供先確認の強化。
- ・ ④実効性の確保:課徴金／命令要件の緩和／漏えい等対応の合理化。

■ 本講演で扱わなかった主な改正

- ・ 漏えい等通知の合理化(本人通知の代替措置)／委託先規律の明確化／連絡可能個人関連情報(メール・電話等)の不正取得・不適正利用規制(闇名簿対策)。

■ 見送り・継続検討

- ・ 団体による差止請求・被害回復／安全管理措置懈怠への課徴金—「次の3年ごと見直し」の論点へ。

(参考)改正個人情報法 主要条文の整理

テーマ	条文	内容(骨子)
こども	40条の2	16歳未満:通知・同意の相手方を法定代理人に読み替え(例外3類型)
こども	58条の3	未成年者の最善の利益を優先考慮する責務(事業者・法定代理人)
こども	35条9項・10項	違法要件を問わない利用停止等請求(除外事由あり)
特定生体	2条・16条5項	特定生体個人識別符号・特定生体個人情報の定義(範囲は政令)
特定生体	21条の2	取扱いの周知義務(事項・方法の細目は規則)
特定生体	27条2項ただし書	オプトアウトによる第三者提供の対象から除外
特定生体	35条7項・8項	違法要件を問わない利用停止等請求(除外事由あり)
統計作成等	2条13項	統計作成等の定義(成果物から個人に関する情報を除外)
統計作成等	30条の2ほか	目的外利用・第三者提供の特例(公表+書面合意)・公開要配慮情報の取得特例
課徴金	148条の3~6	対象4類型・利得ベース算定・加減算・納付命令手続

用語	定義(本講演での用法)
age assurance／年齢保証	年齢の確からしさを得る手法の総称
age verification／年齢確認	書類・契約情報等による確定的な確認
age estimation／年齢推定	顔・音声・行動からの推定
age inference／年齢推論	利用データからの事後的な推測(Ofcomは不適切と評価)
HEAA	highly effective age assurance。英Ofcomがポルノ等に求める高実効性の年齢保証
waterfall	低侵襲手法から段階的に検証を重ねる豪eSafetyのアプローチ
属性証明・ZKP	年齢閾値等の属性のみを開示する証明。ゼロ知識証明などの暗号技術を利用
二重盲検(double-blind)	確認事業者とサービスが相互に相手側の情報を知らない設計(仏CNIL)
特定生体個人識別符号	容易取得性×本人の非認識性を備えた身体特徴を変換した符号(改正法・範囲は政令)
統計作成等	解析により傾向・性質情報(個人に関する情報を除く)を作成する行為(改正法2条13項)
デジタル成年(digital majority)	SNS等の利用に係る年齢線の構想(欧州議会決議は16歳)
PIA	プライバシー影響評価。年齢保証モジュールの組み込みを推奨(S49)

(参考)年齢保証バンダーDDチェックリスト

項目	バンダーへの確認事項	日本法への接続
目的適合	exact ageか、年齢帯か、閾値(1ビット)だけで足りる設計か	利用目的の特定・必要最小限の取得
精度	年齢帯別の誤差(MAE)に加え、規制閾値でのfalse accept/false reject率	「相当の注意」(課徴金)・安全管理措置の説明材料
公平性	性別・肌の色・年齢帯等のサブグループ別の性能データ	不当な差別的取扱いの防止・最善の利益
回避耐性	ID借用・合成ID・deepfake・VPN・画像再生等への耐性試験	措置の実効性(豪reasonable steps・英HEAA相当)
アクセシビリティ	ID非保有者・端末制約・障害のある利用者へのfallback	代替手段の提供(豪は政府ID強制を禁止)
データフロー	raw画像・音声・ID・特徴量を誰が受領・処理するか(国外処理を含む)	委託先監督・越境移転規律
保存・削除	raw・派生データ・トークン別の保存期間、削除方式と削除証明	保存期間設計・安全管理
二次利用	広告・不正検知・モデル学習等への転用を契約・技術の両面で禁止しているか	目的外利用の防止(EDPB転用禁止原則)
特定生体該当性	照合用テンプレートの生成・保存・再利用の有無	特定生体個人情報の該当性整理(S46)
再委託	再委託先の把握・変更時の通知	委託先規律の強化(改正法)
モデル更新	更新で精度・バイアスが変化した場合の通知義務・再検収	継続的な安全管理・監査
救済・監査	誤判定時の人によるレビュー・代替手段/独立監査・認証の有無	苦情処理体制・附帯決議の趣旨

■ 日本

- ・ 個人情報保護委員会「令和8年 改正個人情報保護法について」(法律・新旧対照表・概要)／「いわゆる3年ごと見直しの経緯」／「制度改正方針」(2026年1月9日)／第366回委員会資料「政令・規則等で定める事項の全体像」(2026年8月26日)／ロードマップ(2026年7月31日)／衆参両院の附帯決議(各14項目)
- ・ 総務省 デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会(青少年保護WG)資料

■ EU

- ・ European Commission: Guidelines on the protection of minors(2025年7月14日)／Age verification blueprint／Recommendation on age verification(2026年4月29日)／DSA執行プレスリリース
- ・ EDPB: Statement 1/2025 on Age Assurance／Opinion 28/2024(AIモデル)／EDPB-EDPS Joint Opinion 2/2026(Digital Omnibus)
- ・ Regulation (EU) 2026/1744(Digital Omnibus on AI)／COM(2025) 837

■ 英国

- ・ Ofcom: Protection of Children Codes／Use of Age Assurance report(2026年7月15日)／Ofcom-ICO Joint Statement on Age Assurance(2026年3月)／執行公表・年齢チェック計測(～2026年8月28日更新。Fapello・Undress.cc・TikTok調査)
- ・ ICO: Children's code strategy progress update(2026年8月)ほか
- ・ GOV.UK: Growing up in the online world: government response(2026年7月)

■ 豪州・フランス・米国

- ・ eSafety Commissioner: Social media age restrictions／Regulatory Guidance(2025年9月)／Compliance Update(2026年3月)／Age Assurance Technology Trial Final Report(2025年8月末)
- ・ 仏: Conseil constitutionnel, décision n° 2026-911 DC(2026年8月14日)／Loi n° 2026-813(2026年8月24日公布)／SREN法・Arcom基準／欧州委詳細意見(2026年7月6日)
- ・ 米: FSC v. Paxton(2025年6月27日)／各州App Store Accountability Acts／FTC COPPA改正規則／Meta-52州司法長官和解(2026年8月26日発表)